

商標の国際登録制度  
(マドリッド制度) について  
〔出願実務〕

令和6年度



＜目 次＞

頁

<b>国際登録出願制度</b> .....	1
<b>第1章 マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の概要</b> .....	2
<b>第1節 マドリッド協定議定書について</b> .....	2
1. 外国での商標権の取得 .....	2
2. マドリッド協定議定書の概要 .....	2
3. 議定書制定の経緯 .....	2
<b>第2節 外国への直接出願と議定書出願</b> .....	4
1. 外国への直接出願と議定書出願の手續比較 .....	4
2. 議定書出願のメリット .....	5
<b>第3節 議定書に基づく国際登録出願の概要</b> .....	6
1. 国際登録出願の基礎出願又は基礎登録 .....	6
2. 国際登録出願の出願人 .....	6
3. 国際登録出願の効果 .....	6
4. 国際登録出願の言語 .....	7
5. 国際登録日 .....	7
6. 国際登録簿 .....	7
7. 国際登録の存続期間 .....	8
8. 指定国官庁による審査 .....	8
<b>第4節 事後指定について</b> .....	9
1. 事後指定の概要 .....	9
2. 事後指定の日 .....	9
3. 事後指定の効果 .....	9
4. 事後指定の存続期間 .....	10
<b>第5節 国際登録の従属性（セントラルアタック）について</b> .....	11
1. 国際登録の基礎出願・登録への従属性（セントラルアタック）の概要 .....	11
2. 国際登録の基礎出願・登録への従属性（セントラルアタック）の詳細及び手續 .....	11
3. 国際登録の独立性 .....	13
<b>参考</b> 初めてマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願をされる方へ（手續概要と注意点） .....	14

<b>本国官庁への手続</b>	.....	17
<b>第2章 国際登録出願の手続の一般原則</b>	.....	18
<b>第1節 国際登録出願の出願人の適格要件</b>	.....	18
1. 出願人適格	.....	18
<b>第2節 国際登録出願の方法</b>	.....	19
1. 国際登録出願の言語	.....	19
2. 国際登録出願の方法	.....	19
3. MM2様式による書面出願と「Madrid e- Filing」によるオンライン出願の手続の相違点	.....	20
4. 国際登録出願を特定する番号の表示	.....	21
<b>第3章 国際登録出願時の手続(【MM2】様式による 書面出願)</b>	.....	22
<b>第1節 国際登録出願の手続の概要(【MM2】様式     による書面出願)</b>	.....	22
1. 国際登録出願に必要な書類	.....	22
2. 出願時に行う日本国特許庁への手数料の納付	.....	22
3. 提出方法	.....	23
<b>第2節 国際登録出願の願書【MM2】の作成</b>	.....	24
1. 様式	.....	24
2. 作成要領	.....	24
3. 願書【MM2】の各欄の記載要領	【MM2】.....	25
<b>第3節 標章を使用する意思の宣言書【MM18】の作成</b>	.....	41
1. 提出時期	.....	41
2. 「標章を使用する意思の宣言書」の記載要領	【MM18】.....	41
3. 「宣言書」に関する国際事務局の取扱いについて	.....	42
<b>第4節 優先順位の主張【MM17】の作成</b>	【MM17】.....	43
1. 「優先順位の主張」の手続等	.....	43
2. 作成要領	.....	43
<b>第4章 国際登録出願の後に行う手続</b>	.....	44

<b>第1節 手数料補正</b>	.....	44
1. 手数料補正指令	.....	44
2. 補正の期間	.....	44
3. 補正の方法	.....	44
4. 補正が行われた場合	.....	44
5. 補正が行われない場合	.....	44
<b>第2節 方式不備通知</b>	.....	44
1. 方式不備通知	.....	44
2. 訂正の期間	.....	44
3. 訂正の方法	.....	45
4. 訂正が行われた場合	.....	45
5. 訂正が行われない場合	.....	45
<b>第3節 国際事務局からの欠陥通報</b>	.....	48
1. 指定商品(役務)の分類欠陥通報	.....	48
2. 指定商品(役務)の表示欠陥通報	.....	49
3. 料金欠陥通報	.....	55
4. その他の欠陥通報	.....	55
<b>第4節 事後指定【MM4】</b>	.....	57
1. 事後指定の概要	.....	57
2. 事後指定の手続	.....	57
3. 事後指定の言語	.....	57
4. 様式	.....	58
5. 作成要領	.....	58
6. 事後指定書の各欄の記載要領	【MM4】.....	58
7. 事後指定時に行う日本国特許庁への手数料納付方法	.....	64
<b>第5節 事後指定時の「標章を使用する意思の宣言書」【MM18】の作成</b>	.....	66
1. 「標章を使用する意思の宣言書」の記載要領	.....	66
2. 「国際事務局により要求される情報」欄	.....	66
3. 「宣言書」に関する国際事務局の取扱いについて	.....	66
<b>第6節 事後指定時の「優先順位的主張」【MM17】の作成</b>	.....	67
1. 「優先順位的主張」の申請	.....	67
<b>第7節 国際登録の存続期間の更新申請【MM11】</b>	.....	68
1. 国際登録の更新	.....	68
2. 更新の対象・範囲	.....	68

3. 更新手数料(適正額)の計算における注意点	69
4. 更新申請の手続	70
5. 更新申請の時期	71
6. 更新申請の言語	71
7. 様式	72
8. 作成要領	72
9. 更新申請書の各欄の記載要領	【MM11】 72
10. 更新申請時に行う日本国特許庁への手数料納付方法	76
<b>第8節 国際登録の名義人の変更の記録の請求【MM5】</b>	<b>78</b>
1. 名義人の変更の記録の請求	78
2. 名義人の変更の記録の請求手続	78
3. 名義人の変更の記録の請求の言語	79
4. 様式	79
5. 作成要領	79
6. 名義人の変更の記録の請求の記載要領	【MM5】 79
7. 名義人の変更の記録の請求時に行う日本国特許庁への手数料納付方法	86
<b>第5章 手数料</b>	<b>88</b>
<b>第1節 日本国特許庁(本国官庁)へ納付する手数料</b>	<b>88</b>
1. 国際登録出願	88
2. 特許庁に手続をした場合に必要の手数料	88
3. 納付方法	88
<b>第2節 国際事務局へ納付する国際手数料</b>	<b>89</b>
1. 国際登録出願	89
2. 事後指定	90
3. 国際登録の存続期間の更新の申請	90
4. 国際登録の名義人の変更の記録の請求	91
5. 国際事務局への支払手数料の計算方法	91
6. 国際事務局への支払方法	91
7. 外国送金における留意点	92
<b>第3節 指定締約国が受領する手数料</b>	<b>94</b>
<b>第4節 国際事務局による手数料の払戻し</b>	<b>94</b>
1. 国際出願手数料	94
2. 事後指定手数料	94

3. 更新申請手数料	94
4. 国際登録の名義人の変更の記録の請求料	94
5. 国際登録の商品及び役務の減縮の請求料	95
6. 国際登録の名義人の氏名(名称)変更の請求料	95
7. 国際登録の名義人の住所(居所)変更の請求料	95
<b>第5節 過誤納による手数料の返還</b>	<b>95</b>
1. 日本国特許庁に対する返還請求	95
2. 国際事務局に対する返還請求	96
<b>第6章 国際事務局に対する手続</b>	<b>97</b>
<b>第1節 手続の原則</b>	<b>97</b>
1. 手続の原則	97
2. 書簡の言語	97
3. 書簡の署名	97
4. 国際事務局への送付方法及び送付先	97
<b>第2節 国際事務局への手数料の納付</b>	<b>98</b>
1. 国際事務局への手数料の納付	98
2. 国際事務局の銀行口座	98
<b>第3節 国際事務局に対する主な手続</b>	<b>99</b>
1. 商品及び役務の一覧表の減縮に関する記録の申請	【MM6】…… 99
2. 放棄の記録に関する申請	【MM7】…… 99
3. 国際登録の取消の記録に関する申請	【MM8】…… 100
4. 名義人の氏名(名称)、住所(居所)、法人の法的性質の変更の記録に関する申請	【MM9】…… 101
5. 代理人の氏名(名称)又は住所(居所)の変更の記録に関する申請	【MM10】…… 101
6. 代理人の選任	【MM12】…… 101
7. ライセンスの記録の申請	【MM13】…… 102
8. ライセンスの記録の修正の請求	【MM14】…… 102
9. ライセンスの記録の取消の請求	【MM15】…… 102
10. 名義人の処分権の制限	【MM19】…… 103
11. 処理の継続の請求	【MM20】…… 103
12. 記録(国際登録簿)の更正請求	【MM21】…… 103
13. 名義人の一部変更に起因する国際登録の併合の請求	【MM23】…… 104
14. 様式化されていない主な申請手続	104

第4節 締約国の官庁に対する手続	.....	105
1. 切替から生ずる事後指定	【MM16】.....	105
2. 国際登録の分割の請求	【MM22】.....	105
3. 分割の記録に起因する国際登録の併合の請求	【MM24】.....	106
<b>指定国官庁への手続</b>	.....	107
<b>第7章 指定国官庁に対する手続</b>	.....	108
第1節 指定国官庁としての日本国特許庁への手続概要	.....	108
第2節 国際商標登録出願	.....	111
1. 国際商標登録出願	.....	111
2. 日本国特許庁の審査期間	.....	111
第3節 代理人の選任	.....	112
第4節 国際商標登録出願の後の手続書類に関する作成上の一般原則	.....	113
1. 書面の作成方法	.....	113
2. 書面の提出方法	.....	113
3. 書面の言語	.....	113
4. 様式上の要件	.....	113
5. 国際商標登録出願を特定する番号の表示	.....	113
第5節 国際商標登録出願の特例	.....	123
1. 手続の補正の特例	.....	123
2. 国際登録の名義人の変更	.....	123
3. 国際商標登録出願の出願時の特例	.....	124
4. 出願の分割の特例	.....	124
5. 出願の変更の特例	.....	124
6. 補正後の商標についての新出願の特例	.....	124
7. 商標法第9条の適用を受けるための手続の特例	.....	124
8. パリ条約の例による優先権主張の手続の特例	.....	124
第6節 公報	.....	125
1. 公開国際商標公報	.....	125
2. 国際商標公報	.....	125
第7節 登録	.....	126

1. 商標権の設定の登録	126
2. 商標登録証	127
3. 国際登録に基づく商標権の消滅	127
4. 国際登録に基づく商標権の存続期間	127
5. 商標原簿への登録の特例	128
<b>第8節 登録異議の申立て</b>	<b>128</b>
<b>第9節 審判</b>	<b>128</b>
<b>第10節 商標登録出願等の特例</b>	<b>130</b>
1. 国際登録の取消し後の商標登録出願の特例	130
2. 議定書廃棄後の商標登録出願の特例	130
<b>第11節 商標登録出願と国際商標登録出願 (指定国官庁)との相違点</b>	<b>133</b>

## 【国内手続書面】

### <本国官庁 手続書面>

方式不備通知	46
差替書面提出書	47
意見書	51
分類・表示欠陥通報に対する意見書記載 例(英語版)	52

### <指定国官庁 手続書面>

代理人受任届	115
代表権を証明する書面	116
代理人住所(居所)変更届	117
意見書	118
手続補正書	119
期間延長請求書(期間満了前)	120
期間延長請求書(期間徒過後)	121
手続補正書(方式)	122
審判請求書	129
国際登録の取消し後の商標登録出願を する場合の商標登録願	132

<b>様式集(MM様式)</b>	.....	135
------------------	-------	-----

<本国官庁へ提出する手続の様式(記載見本/参考訳)>

1. 国際登録出願願書【MM2】	.....	137
2. 事後指定書【MM4】	.....	173
3. 国際登録の存続期間の更新の申請書【MM11】	.....	195
4. 国際登録の名義人の変更の記録の請求書【MM5】	.....	209
5. 優先順位的主張【MM17】	.....	233
6. 標章を使用する意思の宣言書【MM18】	.....	243

<b>参 考 資 料</b>	.....	249
----------------	-------	-----

1. マドリッド協定議定書締約国一覧	.....	250
2. 個別手数料一覧表	.....	252
3. 「外国送金依頼書 兼 告知書」記載見本	.....	256
4. 「指定通報」見本	.....	257
5. 「国際登録証明書」見本	.....	258
6. 「個別手数料(登録料)支払通知」見本	.....	259
7. 書類の提出先一覧	.....	260
8. WIPO問い合わせ先	.....	261
9. マドリッド制度 用語集	.....	262

## 【用語等の説明】

このテキストにおいて用いる主な用語については次のとおりです。

議	マドリッド協定議定書(標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書)
規則	議定書に基づく規則
法	商標法
令	商標法施行令
手数料令	特許法等関係手数料令
法施規	商標法施行規則
ガイド	マドリッド制度に関するガイド (Guide to the Madrid System International Registration of Marks under the Madrid Protocol)

2024年1月1日より、それまで電子申請ができなかった書類について、出願ソフトを利用しPDF形式で提出することができるようになりました。この新たな申請の仕方を「**電子特殊申請**」と呼びます。

本書でも電子特殊申請による手続についての注意は記載していますが、詳細については、以下のウェブサイトもご参照ください。

申請手続のデジタル化について

([https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei\\_digitalize.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei_digitalize.html))

商標の国際出願(マドプロ)における電子特殊申請について

([https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/tetuzuki/madpro\\_digitalize.html](https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/tetuzuki/madpro_digitalize.html))

対象手続の例:

本国官庁への手続	・国際登録出願願書(MM2) ・標章を使用する意思の宣言書(MM18) ・意見書(WIPO国際事務局からの欠陥通報に対する応答手続書面) など
指定国官庁への手続	・手続補正書 ・代理人受任届 ・期間延長請求書 ・意見書 など

<本テキストの内容に関するお問い合わせ先>

特許庁国際意匠・商標出願室

電話：03-3581-1101

本国官庁担当 内線2671

指定国官庁担当 内線2672

**リサイクル適性** (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。